

岡山藩池田家における婚姻事例

—分家との比較を中心として—

大森 映子

はじめに

本稿は、備前岡山藩を本系とする池田氏諸家の婚姻事例に注目し、数量的分析を軸にしながら各家の女子の婚家の特色について検討を試みるものである。

江戸時代の大名家は、その家中に一門・一族をもつばかりでなく、幕府旗本や大名の中にも血族的関係で結ばれた家がある場合が少なくない。例えば岡山藩池田家の場合、一九世紀に作成された「池田氏系譜」によると、岡山藩を本系として三〇系に及ぶ支流をもつ家として認識されている。その中には鳥取藩池田家をはじめ、岡山・鳥取両藩のそれぞれの分家大名、さらには両藩に帰属する家臣、幕府の直臣となった旗本の家々、あるいは他藩の家臣となった家なども含まれる。近世の武家の婚姻は基本的には「家」同士の問題とされているように、身分的格差の制約が大きく、それぞれの家の位置づけと不可分な関係にあった。その制約と格式の狭間で、大名およびその一族の縁戚関係は、どのような

形で成立、再生産されてきたのであろうか。ここでは岡山藩を中心に、池田氏一門の女子の婚姻先の傾向を明らかにし、その上で諸家の特質の比較を試みる。対象とする家は、岡山本藩とその分家大名二家、及び本藩家臣一家（家老四家を含む）とし、あわせて幕府旗本七家についても概観する。なお分析にあたっては「池田氏系譜」（以下「系譜」と略す）を基本とするが、大名家及び旗本家に関しては『寛政重修諸家譜』（以下『寛政譜』と略す）によって補いつつ、⁽²⁾ 双方の記載の相違部分についてもできるだけ言及してみたい。

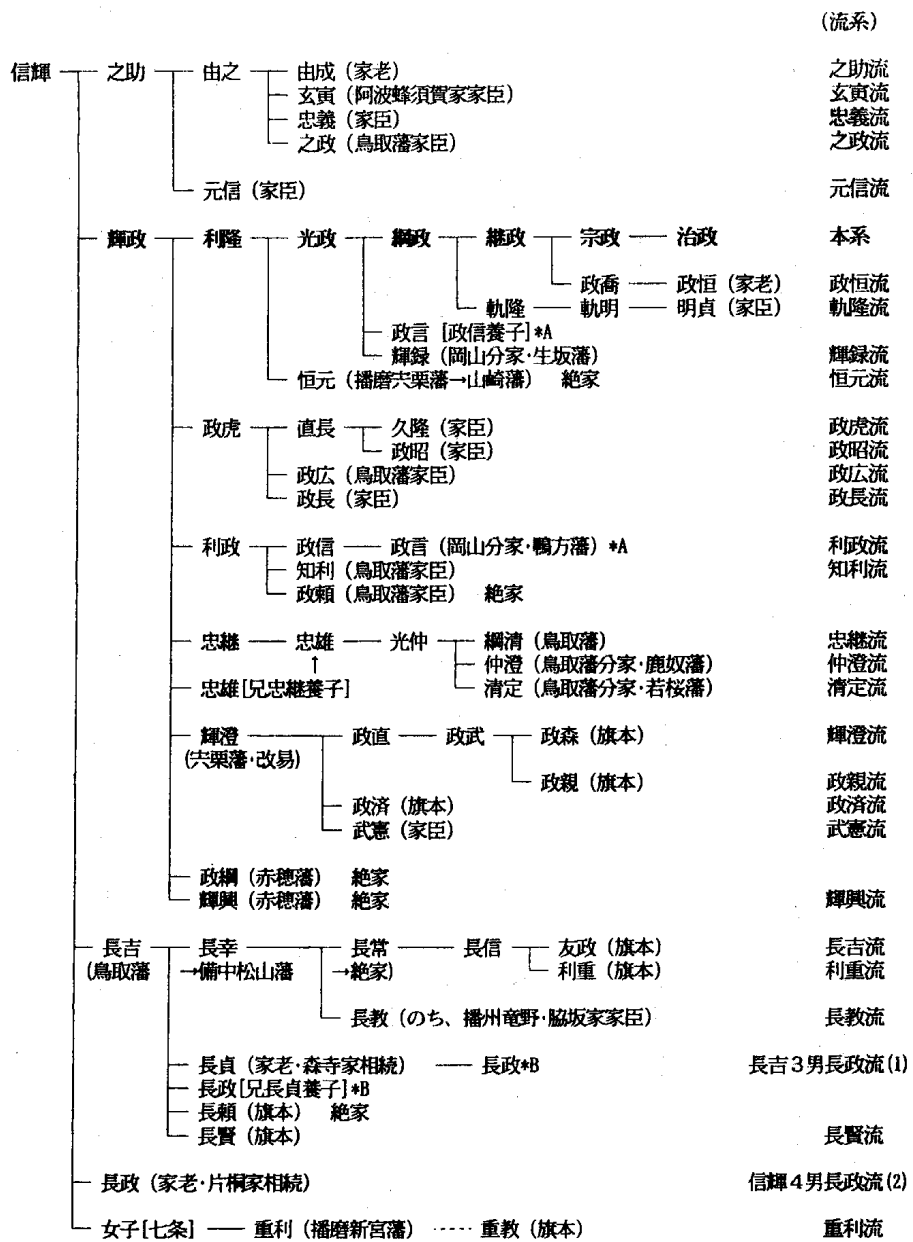
一 分家の創設

池田氏の分流の多くは、幕初、本系池田輝政の兄弟やそれぞれの子を軸としながら、一七世紀前半に創設されていた。ことに徳川家康の女富子が輝政の継室として嫁いだことによつて、その血縁の男子はいずれも分家大名として独立することになり、一時期は岡山藩をはじめ七大名家が設定された。しかし初期の状況は流動的で、幕初に立藩された大名家の過半は無嗣絶家などによつて解体された。その後新たな分家大名の創設により、結局一七世紀後半以降の大名家は、岡山藩とその分家の鴨方・生坂両藩、及び鳥取藩とその分家の鹿野・若桜両藩の六家となる。⁽³⁾ 最も新しい分流は、明和三年（一七六六）に分かれた政恒流であるが、その結果、三代以上存続した池田家諸流は本系を含めて三一流となった。内訳は、大名家六流、岡山藩の家老四流と番頭以下の家臣七流、鳥取藩の家臣二流、他藩の家臣二流（峰須賀家家老の玄寅流、及び脇坂家家臣の長教流）、幕府旗本七流、絶家大名二流（輝興流及び恒元流）である（図1参照）。

さて、諸家の女子の婚姻事例の具体的分析をすすめるにあたり、まず基本的な基準について確認しておこう。第一に、分析対象とする時期は幕初から文化年間頃までとしたが、これは一応の目安であり家によつて多少の幅がある。第二に

婚姻事例については、実娘・養女すべてを対象に、まず早世・養女・婿取り娘・未婚女性・婚姻経験者(縁約を含む)に分け、再縁を加えた婚姻先延数を確定し、その上で嫁ぎ先を大名・旗本・公家・家臣・寺社に分類した。従って、この中には養女先での婚姻相手は含まれない。第三は「養女」項目の分類のしかたである。基本的には、家の存続を目的とした事例(養家に定着させる意図があるもの)のみを「養女」として扱い、格式を整える必要から他家の養女として別家に嫁がせた場合は「婚姻」項目の方に含めたが、両者の区分は必ずしも厳密にできなかった。また代替りなどによって先代の娘を養女とした事例については「養女」として扱っている⁽⁴⁾。そのため、同一女性を複数カ所に登場させる場合も生じているが、この点は敢えて調整しなかった。

図1 【池田家支流分系】「池田氏系譜」より作成



二 婚姻事例の分析

(1) 岡山本系

はじめに岡山本家の女子の婚姻状況をみてみよう。表1Aは本家に生まれた女子の婚姻事例を抽出し(早世を除く)、さらに数量的に整理したものである(表1B)。

池田本家において「系譜」及び『寛政譜』中で確認できる女子数は、輝政から斉政までの八代の間に養女を含めて六七名を数える。しかし早世者の数も三一名にのほり、特に綱政の女子の場合は三〇名のうち一〇代に達したのは九名であった⁽⁵⁾。従って女子の総数からすると縁約を含む婚姻経験者数は三二名とほぼ半数だが、早世者を除くと一〇代半ばで死去した二名(輝政養女万子一七歳、綱政女石子一四歳)以外は、一応一定年齢までに婚姻相手が定められていたことになる。その婚姻先をみると、再婚を含めた三六例のうち二五件までが大名(嫡子を含む)であり、規模の上でも五万石未満の大名家は三例にすぎない。しかもそのうちの二例は分家筋の大名である鴨方藩に嫁いだものであり(綱政養女吉子、治政女兼子)、同族以外では綱政の女妻子の縁約相手であった金森頼時(飛驒高山四万石)が唯一の事例であった。もつとも一度分家筋の旗本の婿取り娘として養女に迎えられた女性(治政の女秀子)の事例もあり、これを含めると小藩に嫁いだケースがもう一例増える。秀子をはじめ一族の旗本池田長恵の養女となり、婿養子長義と縁約したが、婚儀前に相手の長義が死去したため、結局三河奥殿藩松平乗羨(二万六千石)に再縁となった。その意味ではこの事例も無視できないところだが、秀子は後述するように公的には岡山藩本家に誕生した女子としては扱われていない。従ってこれは池田本

家の女子の婚姻先としては、むしろ特殊な事例と考えておきたい。

次に、旗本の家に嫁いだ三例をみてみよう。一人は利隆の養女(名前不詳)であるが、彼女はもともと岡山藩の家老森寺忠勝の娘であった。森寺家では、初め彼女を婿取り娘として池田一族から婿養子長貞を迎えたが、長貞が若くして死去したため、結局その家督は長貞の弟池田長政に引き継がれた。そして夫と死別した彼女は岡山本家の当主利隆に引き取られ、あらためて旗本能勢頼隆に再嫁した。

表1-A 【岡山藩女子の婚姻事例】

当主	名	嫡・庶・養	相手	備考
輝政	茶々子	嫡	京極高広(丹後宮津7.5万石)	徳川家康養女として嫁す 実八下間頼龍女 同 同 同
	富利子	嫡	伊達志宗(奥州山台64万石)	
	万子	養女	慶長7.11.20.死去(17)	
	小利代	養女	日置忠俊(家老)	
	女	養女	建部光重(播州尼崎城代)	
	女	養女	徳永昌重(美濃高須6万石)	
	女	養女	大久保外記某(大久保長安次男) 丹羽幸元(家臣・番頭)	
利隆	長子	庶	山内忠豊(土佐高知24万石)	実八家老森寺忠勝女、はじめ忠勝養子長貞妻 忠貞早世、離縁後、利隆養女となる
	女	養女	能勢頼隆(旗本)	
光政	奈阿子	嫡	本多忠平(和泉郡山12万石)	徳川家光養女として嫁す 由貞出奔、離縁 一宗自殺、離縁 実八家臣池田利政女
	輝子	嫡	一條教輔(公卿)	
	富幾子	嫡	榊原政房(播州姫路15万石)	
	左阿子	嫡	中川久恒(豊後岡7万石)	
	六子	庶	池田由貞(家老) (再) 滝川一宗(家臣・番頭) 毛利綱元(長門府中5万石) 日置忠治(家老)	
綱政	房子	庶	毛利綱元(長門府中5万石)	越後騒動、離縁 婚儀前死去 のち吉元本藩相続(萩36.9万石) 実信早世、離縁 実八家臣滝川一宗女 実八池田軌隆(綱政庶子)女
	犬子	養女	日置忠治(家老)	
	松子	嫡	松平綱国(越後高田、嫡子)縁約	
	妻子	嫡	(再) 堀田正仲(下総古河11万石)	
	振子	嫡	金森頼時(飛騨高山4万石)縁約	
	石子	庶	本多忠国(播州姫路15万石)	
	品子	庶	元禄9.1.12.死去(14) 毛利吉元(長門府中5万石) 南部実信(陸奥盛岡嫡子)縁約	
菊子	庶	(再) 山内豊房(土佐24万石忠豊孫) 立花鑑任(筑後柳川11.9万石) 池田政倫(分家備中鴨方2.5万石) 一條兼香(公卿)		
継政	静子	養女	一條道香(公卿)	実八池田政純(継政弟)女
宗政	久子	庶	榊原輔政(越後高田15万石)	
治政	☆女	養女	滝川利広(旗本)	実八池田政純女、後離縁 斉隆早世、離縁 長恵婿養子長義妻、長義早世 のち松平乗義(三河奥殿1.6万石)に再縁 分家政直(鴨方藩)養女として嫁す
	晴子	庶	黒田斉隆(筑前福岡43万石)縁約	
	兼子	庶	(再) 松平頼儀(讃岐高松12万石)	
	秀子	庶	池田政養(分家鴨方2.5万石) 池田長恵養女(旗本)	
斉政	☆照子	庶	佐野茂好(旗本)	
	豊子	嫡	山内豊資(土佐高知24万石)	斉成早世
	金子	庶	養子斉成	
英子	庶	(再) 養子斉敏 松平斉省(武蔵川越15万石)		

註：☆は、「系譜」に記載なし。「寛政重修諸家譜」によって補う
10歳未満の早世女子は除く。

彼女を利隆養女としたことについては、森寺家を長政に継承させる段階での処遇なのか、

または彼女の再婚上の都合か、あるいはその両様の意味があったのかは不明だが、結果的にはこの処置によって森寺家は断絶し、池田長政によって家老の家自体は維持されたものの、森寺の家名は残らなかつた。ただしこの女性は「系譜」中では養女だが、『寛政譜』の利隆子女の中に彼女の記事はない。婚姻相手の能勢頼隆の項でも「妻は池田三左衛門が家臣森寺清右衛門某が女(傍点筆者、以下同様)」とあるように、『寛政譜』上ではあくまで森寺の娘であり、「系譜」と『寛政譜』の記載相違事例の一つとなつているところであつた。

残る二例は治政の養女および娘の照子だが、これはいずれも『寛政譜』によつて補つた事例であつて、「系譜」の記事はやや異なる。まず治政の養女の場合、『寛政譜』には「実は家臣池田和泉政純の女」とあり、治政の養女として旗本滝川大学利広に嫁いだという。一方、「系譜」中には滝川家に嫁いだ治政養女はみあたらないが、池田政純の女の中に「明和三年丙戌十二月十二日池田中務少輔政員ニ縁約、同月岡山発途、同四年丁亥正月十三日治政ノ本邸ニ下着ノ処、同月廿九日政員卒スルニ依テ婚儀ニ及ハス、同五年戊子十一月廿九日再滝川大学一道江戸麾下ニ縁約、安永三年甲午離縁」という履歴の美恵子(屋津子)を見いだせる。婚姻相手の実名は異なるが、通称の一致からみてこの事例であることは確実であろう。「系譜」によれば、美恵子をはじめ岡山分家の生坂藩池田政員と縁約したが、婚儀前の政員死去により、あらためて旗本滝川一道に再嫁したことになる。

表1-B 【岡山藩女子の婚姻状況】

当主名	女子数 (養女)	早世	養女	婿取	未婚	既婚	再婚	婚姻相手						
								延数	A	B	C	D	E	
輝政	8 (6)				1	7		7	5				2	
利隆	3 (1)	1				2		2	1	1				
光政	11 (1)	4				7	1	8	4			1	3	
綱政	30 (2)	21			1	8	2	10	9			1		
継政	1 (1)					1		1				1		
宗政	1					1		1	1					
治政	9 (1)*	4	1			4	1	5	3	2				
育政	4	1		1		2		2	2					
計	67 (12)	31	1	1	2	32	4	36	25	3	3	5		

註：婚姻相手については、A=大名、B=旗本、C=公家、D=家臣、E=寺社とする。大名項目には、大名の嫡子を含む。

* 治政女子9名のうち2名は「系譜」にはなく、「寛政重修諸家譜」によつて補つた。

「系譜」では美恵子を本家養女とはしていないが、いずれにせよ治政の実の娘でないことは明らかであり、養女の可能性があったとしても、縁約、または再縁に際しての措置として考えられよう。

また照子の場合は『寛政譜』では治政の実子だが、「系譜」では治政次男政芳(岡山藩家老)の女、つまり治政の孫娘であり、一度分家の鴨方藩池田政直の養女となった上で改めて佐野家に縁づいたという。⁽⁸⁾「系譜」の記載では、分家の養女とするにあたって治政の嫡子斉政の「妹分」としたとあり、『寛政譜』はこれを治政女としたものであろう。⁽⁹⁾従って旗本へ嫁いだ三例は、いずれも実子ではない(あるいは実子としては扱えない)可能性が高い。このことからすれば、旗本の家は同族を含め本系女子の婚家としては位置づけられていなかったといえよう。

次に家臣との婚姻事例は四名五件であるが、これも三名までが養女(輝政養女二名、及び光政養女犬子)である。しかも輝政の養女二人は、前述の利隆養女(森寺忠勝女)の場合と同様に『寛政譜』中では養女ではなく、あくまでも実父下間(池田)頼龍女とされており、どこまで正式の養女関係にあったのかは、検討の余地がある。⁽¹⁰⁾また光政の養女犬子も実は光政の叔父利政の女であり、その意味では岡山本家の実子として生まれて家臣に嫁いだ事例は、光政の女六子のみであった。六子をはじめ一門の家老池田由成の嫡子由貞に嫁ぐが、由貞の出奔により離縁。改めて番頭滝川宗次の嫡子一宗の後妻となったが、一宗の自殺によって再び婚家を離れ、結局光政の下に戻った。このように宗家女子と家臣の婚姻事例は養女を含めても数例にとどまり、嫁ぎ先も基本的に家老(日置・池田)または番頭(丹羽・滝川)という重臣に限られ、時期的にも光政段階までである。従って、これは大名宗家の確立、家格の成立の時期とも関連するところとして考えるべきであろう。加えてもうひとつ注目したいのは、養女の扱いである。養女記載は「系譜」と『寛政譜』との間の相違が大きく、前者では寛政期までに一名いるが、そのうち後者で確認できるのは四名だけである。従って「養女」の解釈そのものも問題だが、少なくとも『寛政譜』では家臣に嫁いだ養女二名は省かれている。また輝政の養女六名が

いずれも『寛政譜』になく、中でも下間頼龍の女五名すべてが、頼龍の女子のままになっている点は留意したい。⁽¹²⁾

さて公家の三例は、いずれも一條家相手であった。光政の女輝子が將軍家光の養女として嫁いだことはよく知られているが、その後も綱政養女智子、及び継政養女静子が一條家に入っている。綱政、継政はいずれも姪を養女としたものだが、これは婚姻のための手だてであろう。一條家はこの三人の女性の婚家となったのみならず、後には斉政の嫡子斉輝(相続前に死去)の正室として娘知子を嫁がせるなど、近世を通じて縁戚関係を確認できる公家となっている。

以上のように岡山池田家の女性の婚家は基本的に大名、それも相当規模の大名家であり、また池田家と一條家との特殊な結び付きをみることができよう。一方、嫡出・庶出については明確な差異は見い出せないが、養女についてはそれぞれの事情の反映を窺うことができ、婚家の幅を広げる手段ともなっていたのである。

なお岡山本家においては、一九世紀はじめまで直系男子による相続が可能であったために、娘に婿養子を迎えるという事例は見られない。しかし斉政の後には男系が途絶え、女系による血統維持に頼らざるを得なくなる。その初見が治政女金子であり、当初養嗣子としての従兄弟斉成と結婚するが、斉成の早世により、改めて島津家から婿養子斉敏を迎えることになった。そしてこの後も池田家では娘または養女に婿養子を迎えるケースが相次ぎ、女系によって血統の存続・維持をはかることになったのである。

(2) 分家大名―鴨方・生坂両藩―

次に、岡山藩の分家大名について検討する。池田光政の次男政言は、慶安三年(一六五〇)に岡山藩の家老池田政信の名跡を継承し番頭となるが、寛文九年(一六六九)に召し出されて幕府直臣となり、三年後の同一二年には本藩から二万

妻)の例だけである。また京都の公家を婚家とする事例は一件のみだが、四辻公方に嫁いだ政直の養女和子は、実は本家の家老池田政喬の女、先代藩主継政の孫であった。和子を養女としたのは、京都へ嫁がせるための手続きの一つと推察され、その意味ではこの事例は単なる分家大名の女子のケースではない。従って鴨方池田家の女子の婚姻先は、大名取立以前は主として同家中の重臣、以後は基本的に幕府旗本にあったといえるだろう。

なお鴨方池田家の女子の中には、他家からの養女三名が含まれる。一人は政方養女栄子、残る二人はいずれも本家筋(継政次男政喬の女和子、及び治政次男政芳の女照子)の女性であり、和子については既に述べた通り、政方養女の形で公家に嫁いだ。また照子の場合も、本家女性の分析の段階で触れたように「系譜」では政芳女だが、『寛政譜』の上では治政女として扱われている女性であった。政芳は岡山藩内では分家並の待遇を受けてはいたものの、幕府との関係ではあくまでも陪臣である。照子の実父が政芳であるならば、格式上照子を分家大名の養女とする意味があったと考えられ、辻褄もあうのではなからうか。また栄子の場合も、一度旗本中山直房と結婚したが、離縁によつて実家に戻り実兄である政方の養女として引き取られ、改めて京極家に嫁いだ。これも再婚の条件整備と推測され、婚姻を前提とした「養女」事例とみなせるのである。

一方生坂藩の場合は、女子数が少なく分析対象としうるのは九例である。しかしそれでも再婚事例を含めた一〇件に

表2-B 【分家大名(鴨方藩)女子の婚姻状況】

当主名	女子数 (養女)	早世	養女	婿取	未婚	既婚	再婚	婚姻相手						
								延数	A	B	C	D	E	
利政	4					4					3	1		
政信	0													
政言	4	2				2				1		1		
政倚	1					1			1					
政方	17(1)	4	3			11	5	16*	1	15				
政香	0													
政直	10(2)	3				7	1	8		7	1			
政養	2					2		2		2				
計	38(3)	9	3			27	6	33	2	25	1	4	1	

* 養女、のち離縁により実家に戻り、その後再縁の事例(政方女千代子)、及び再々縁の事例(政方女安子)を含む。

関する限り、本家家老へ嫁いでいる事例が二件、残る八例が旗本との婚姻であることから明かなように、鴨方藩同様に婚家対象が、基本的に旗本にあったという傾向を窺うことができよう(表3 A・B)。

なお実娘に婿を迎えて相続させたケースは鴨方・生坂両藩とも見られないが、鴨方池田家から養女を出した事例は三例あり、いずれも政方の女である(表2 A)。このうち弁子・琴子の二人の養家は、政方の実家にあたる分家旗本(重利流)であった。もう一例は旗本瓦林家の養女となった千代子だが、養家との関係は不詳である。

さて両家の婚姻事例にも、『寛政譜』と「系譜」の間の相違がみられる。まず第一には、『寛政譜』における記事の省略であり、例えば政方女市子の福原資宜との初婚、同じく政方女安子の場合の鳥居忠継との婚姻など、『寛政譜』ではいずれも省かれている。さらに内藤正名に嫁いだ政方女千代子の場合、正名との婚姻は文化年間である

ので『寛政譜』に記載がないのは当然ながら、それ以前に旗本瓦林良順の養女となった記事は捨象されている。また政直女銀子と旗本永井尚友との婚姻も、『寛政譜』では確認できない。もっとも両件について、『寛政譜』では尚友の項に

表3-A 【分家大名(生坂藩)女子の婚姻事例】

当主	名	嫡・庶・養	相手	備考
輝録	通子	養女	池田政撫(旗本)	実ハ松平恒光(分家山崎藩)女
政晴	善子 方子 八重子 俊子	庶 庶 庶 庶	池田長仍(本家家老) 山内豊産(旗本、後1万石) 日置忠壽(本家家臣)縁約 (再) 松平忠庸(旗本) 甲斐庄正堅(旗本)	忠壽死去、離縁
政員	(婚姻女子なし)			
政弼	永子	庶	竹中元智(旗本)	
政恭	多寿子 包子 輝子	庶 庶 庶	小笠原長坦(旗本) 秋田季典(旗本) 佐久間信繁(旗本)	

表3-B 【分家大名(生坂藩)女子の婚姻状況】

当主名	女子数 (養女)	早世	養女	婿取	未婚	既婚	再婚	婚姻相手				
								延数	A	B	C	D
輝録	3(1)	2				1		1				
政晴	5	1				4	1	5	3		2	
政員	0											
政弼	3	2				1		1	1			
政恭	6*	3				3		3	3			
計	17(1)	8				9	1	10	8		2	

* 文化10年までを対象とする

は「妻は浅津源兵衛能恒が女」とあり、瓦林良順女にも「実は浅津氏の女、良順に養る」とある。つまり「系譜」中では鴨方池田家の当主の女として生まれた女性が、縁づいた先の家の『寛政譜』記載では、鴨方藩家臣の女とされている。従って、公的には浅津氏の女として縁戚関係を結んだ可能性が高いが、このような形とった理由は不明であり、今後の検討課題のひとつであろう。

(3) 一門家老と家臣

次に池田家分家で、岡山藩の家臣となった家の場合について考えてみよう。幕初における岡山藩の家老の家は、伊木・土倉・日置・森寺・片桐、及び池田輝政の兄之助を祖とする池田分家の都合六家であるが、片桐、森寺両家は池田家からの養嗣子を相続者としたことにより、結局池田氏に吸収され、六家老の半数は池田一門が占めることになった。その後一時的に藩主の弟などが家老とされたこともあったが、基本は六家老体制である。そして一八世紀後半に継政の孫政恒が家老並の待遇受けることになったことで家老は七家、そのうち一門が四家となった。以下、この家老四家を軸に、番頭など家臣として定着した池田家分流の七家を対象に分析をすすめてみよう。なお藩の家臣同士の婚姻事例は、一応岡山藩内(D1)と他藩(D2)に分けて考えた。

まず家老のうちの之助流では、三〇名の女子のうち早世一名を除く一九名の内訳は、養女として他家へ出た者一名、婿養子を迎え、その妻となった者二名、他家へ嫁いだ者一六名であって、嫁ぎ先延数は一八件となる(表4A)。このうち岡山藩家臣に嫁いだ事例が八件にのぼり、その他は大名一件、旗本一件、公家二件、他藩の家中四件、寺社関係二件であった。このうち政純女美恵子(生坂分家池田政員と縁約、のち旗本滝川一道妻)、政純女静子(二條道香室)、政喬女

和子(四辻公万室)の三人(四件)は、大名家の養女として既出の女性である。三人はいずれも本系当主の孫娘にあたるが、父は陪臣であり、大名・旗本・公家との婚姻上の制約を窺わせるところといえよう。⁽¹⁵⁾

一方、他家の家臣との婚姻事例は、石見浜田藩松平家の家臣岡田元昌(由成女百子)と岡田元豊(由孝女竹子)、播州赤穂藩浅野家の家老大石良重(由成女熊子)、及び鳥取藩池田家の家老荒尾成尚(政喬女幸子)の四件であり、いずれも嫁ぎ先は各藩の重臣である。また同家中での婚姻先も家老もしくは番頭筋の家であって、八例のうち五例が同族間である(表4A)。もともと之助流は本系輝政の兄の家筋にあたり、岡山藩における一族家老として政治的にも重要な地位を占めると同時に、岡山本系あるいは生坂分家から養子を迎えるなど、血縁的にも藩主と近い関係にあつ

表4-A 【家老(之助流)女子の婚姻事例】

当主	名	嫡庶・養	相手	備考
之助			(婚姻女子なし)	
由之	竹子		津守国貞(住吉神社社務)	
由成	千子 百子 夏子 益子 六子 熊子	庶 庶	池田直長(本家家老) 岡田元昌(石見浜田松平家臣) 池田信成(本家家臣・番頭) 梶浦定正(本家家臣・番頭)縁約か (再) 粟津元房(京都本願寺臣) 滝川一宗(本家家臣・嫡子) 大石良重(播州赤穂浅野家臣)	定正改易により離縁
由孝	竹子 本子	嫡 嫡	岡田元豊(石見浜田松平家臣) 土肥忠平(本家家臣・番頭嫡子)	
由勝			(婚姻女子なし)	
政純	静子 美恵子 唯子	嫡 庶 庶	一條道香(公卿) 池田政員(鴨方藩)縁約 (再) 滝川一道(旗本) 養子政喬	本家継政養女として嫁す 婚儀前政員死去、離縁
政喬	瀧子 和子 幸子 松子 小弁	養女 庶 庶 庶 庶	池田長玄(本家家老) 四辻公万(公卿) 荒尾成尚(鳥取家老、米子城代) 池田義路(本家家臣・番頭) 池田博教(本家家老嫡子)縁約	実ハ政辰(政純男)女 池田政直(鴨方藩)養女として嫁す 婚儀前死去
政孝	輝子 由子	庶 庶	養子政徳 池田政輔養女	

表4-B 【分家(家老)女子の婚姻状況】

家名	女子数 (養女)	早世	養女	婿取	未婚	既婚	再婚	婚姻相手						
								延数	A	B	C	D1	D2	E
之助流	30(1)	11	1	2		16	2	18	1	1	2	8	4(1)	2
長政流1	13(1)	5	1			7		7		1	1	2	3(2)	
長政流2	29(3)	11	2	1		16		16*	2			7	7(3)	
政恒流	2					2	1	3					3(1)	
計	74(5)	27	4	3		41	3	44	3	2	3	17	17(7)	2

注：D1項目は、D1を岡山家中、D2を他藩家中とし、括弧内は鳥取藩など池田分家大名の家中を示す。
* 離婚後、実家へ戻り改めて養女となった事例を含む。

た。従って之助流の家の女子の婚姻先も
 相応の重臣、及び他藩家中でも家老レベ
 ルであったのは当然であろう。一方、大
 名・旗本・公家との婚姻はむしろ例外で
 あり、その間の婚姻関係を実現させるに
 は「養女」という手続きを必要とする場
 合が多かったことを窺えよう。

このような特色は他の家老家にも共通
 している(表4B)。大名に嫁いだ事例は
 長政流に二件あるが、いずれも幕初で藩⁽¹⁶⁾
 体制の確立以前であった。また旗本との
 婚姻も、先述の美恵子以外では長政流俊
 清の女千代子(朽木真綱妻)が唯一の事例
 である。公家相手の事例は、俊清養女の
 里子(実は岡山藩番頭番頭土肥経平の女)
 の場合であり、彼女はもともと俊清の嫡
 子勝敬の妻として池田家に入ったが、勝

敬と死別し、実家へ帰らぬままに俊清養女として京都の五条為俊に嫁いだ。このように旗本・公家などを相手とした事

表5 【分家(番頭他)女子の婚姻状況】

家名	女子数 (養女)	早世	養女	婿取	未婚	既婚	再婚	婚姻相手						
								延数	A	B	C	D1	D2	E
忠義流	12	3		1		8					5	3(2)		
元信流	18(1)	6		1	1	10					7	2	1	
政虎流	15(1)	5		1		9					7	2(1)		
政長流	9	3				6					6			
政昭流	2	1				1					1			
武憲流	16(1)	7				9	1				8	2(1)		
軌隆流	10	3			1	6					1	5		
計	82(1)	28		3	2	49	1				1	39	9(4)	1

表6 【分家(旗本)女子の婚姻状況】

家名	女子数 (養女)	早世	養女	婿取	未婚	既婚	再婚	婚姻相手							
								延数	A	B	C	D1	D2	E	
長吉流	15(3)	2		2		12							1(1)		
利重流	12(3*B)	2	1	2		7					7				
長賢流	13	5				8	3				11				
輝澄流	26(5)	10	3	2		11	1				3	4	1	2(2) 2	
政親流	9(1)	2	2	1	2	2					2				
政済流	13(3)	3	2	4		5					5				
重利流	27(4)	7		2	3	15	2				15		1	1(1)	
計	115(19)	31	8	13	5	60	6				66	9	49	2	4(4) 2

*A 婿養子死去につき、大名へ再縁の事例あり

*B 3例のうち2例は、『寛政譜』によって補った。

例も散見されるが、全体的にみれば家老の家に生まれた女子の婚家の主流は、池田家中（一七例）と他藩の重臣（二七例）にあった。なお他藩の中には同族の鳥取藩家中の者が七例含まれ、これは他藩とはいっても、岡山藩家臣の家に準ずるものとみなせるであろう。

この傾向は番頭以下の場合、いっそう明確化する（表5）。七家の女子総数八二名のうち、早世二八名、婿取りとして家に残った者三名、未婚二名をのぞくと四九名となり、その婚姻相手数は再婚も含めると五〇名である。この中に大名・旗本へ嫁いだ事例は皆無で、四八例が岡山家中または他家家臣を婚家とするものであった。その他は公家（軌隆女智子）及び寺社（元信女桃子）がそれぞれ一件づつあるが、智子の場合、軌隆の女であると同時に岡山藩主綱政の孫娘という側面ももっていた。従ってこれも単純に家臣の事例としては扱えず、婚姻時においては他の事例同様、本家養女という形で一條家へ嫁した。また四八例中三九件が岡山藩家中内での婚姻事例であり、加えて他藩家臣も鳥取藩家中が九例のうち四例を占める。残る五例も播州赤穂藩森家（二件）、備中足守藩、備後福山藩、作州津山藩など、いずれも岡山周辺の諸藩に限られていたのである。

（4）分家旗本

次に一族中で、幕府の直臣として召し出された七家の状況に触れておこう。旗本七家のうち、重利流・長吉流・輝澄流の三家は、幕初は大名であったが、無嗣断絶などにより結局大名家を維持できずに、一七世紀後半以降は旗本として存続することになった。また長吉流は利重・長賢二流を、輝澄流は政親・政濟二流をそれぞれ分家としてもち、いずれも旗本として召し出されている。⁽¹⁷⁾

さて七家の女子は都合一一五名を数えるが、早世三一名、養女八名、婿養子を迎えた女子一三名、未婚五名であり、女子の婚姻先は延数六六家であった。内訳は大名九例、旗本四九例、岡山家中二例、他藩家中四例、寺社関係二例であつて、四分ノ三が旗本同士の婚姻である(表6)。大名相手の九例は、長吉流で六例、輝澄流で三例だが、双方とも大名の系譜をもつ家であつた。もつとも輝澄流二代目政直の女曾世子が松平勝以(一万石)と縁約した段階(延宝四年、一六七六)は、すでに当該家が旗本となつてからであり、⁽¹⁸⁾ 厳密には大名家同士の婚姻ではないが、大名家の伝統を備えた家として扱われたものとみてよいだろう。また三代目政武の女幾子の場合には、九鬼隆昌(摂津三田藩)の養嗣子隆律に嫁ぐが、隆律は実は鳥取藩主光仲の三男であり、この婚姻に同族的な側面があつたことも見逃せない。⁽¹⁹⁾

一方、長吉流で検出できる六例のうち五例まではいずれも大名段階の婚姻である(二代目長幸の女三人、及び三代目長常の女二人)。残る一例は長恵養女の八百子(秀子)であり、すでに本家事例の分析の中で指摘した通り、彼女は「系譜」によれば池田治政の実娘「秀子」である。しかし秀子は「系譜」中に、「出生後程ナク公辺内分ニテ池田筑後守長恵ノ手前ニ引取、実子出生届アリ」とあるように、⁽²⁰⁾ 公的にはあくまで長恵の実子として扱われ、事実『寛政譜』では治政の女の記載はない。その意味では三河奥殿藩松平家を嫁ぎ先とした八百子の履歴は、旗本家の女性としても、また池田本系に生まれた女性としても、異質なものと考えるのが妥当であろう。

次に大名家臣(陪臣)との婚姻事例はどうであろうか。婚姻先延数六六家のうち、岡山家中二件、他藩家中四件、都合六例が検出できるが、数量的には一割にも満たない。しかも他藩といつても鳥取藩が三例、播州新宮藩が一例だが、当時の新宮藩主は池田重利であり、実は藩主の娘と家中藩士の婚姻であつた。従つて大名家臣を婚家とした事例は、いずれも池田家の家中内の問題であつたのである。

ただしもう一つ注目したいのは、女系による家の存続である。女子総数一一五名から早世を除いた八三名のうち、婿

養子を迎えた女子の事例は一三件にのぼる。また養女に出した八例中、婿養子を迎えることを前提に養女としたケースも五例に達する。この中には先代の娘を養女とし、彼女に婿を迎えたものが三例含まれるが、このような事例を含め、娘や養女を軸に家の存続をはかろうとするケースは少なからずあり、大名以上に女系にたよることが多かった旗本の実態をみるのできるのである。⁽²²⁾

むすびにかえて

以上、岡山藩池田家と分流の諸家の女子の婚姻事例の分析を試みたが、婚姻においては、少なくとも形の上では歴然たる家格の原理が貫かれていた。この点は改めて指摘するまでもないが、そのような中では家格の枠組みを相対化し、格式の制約を緩和する「養女」の問題は無視できないところであろう。また、岡山分家の二大名(鴨方・生坂両藩)が名家よりも旗本家を主たる婚姻相手としていたことは留意すべきであり、女子を通じた縁戚関係については藩の家老よりも旗本に近い存在であったことを確認できる。もともと鳥取藩系の分家大名(鹿奴・若桜両藩)の場合は、分析対象となる女子が少なく、比較するには不十分だが、六例中三例は大名家、その他旗本、公家、藩の家老が各一例ずつであり、⁽²³⁾岡山両分家のような明確な傾向は読み取れない。その意味では、この鴨方・生坂両藩女子の婚姻事例がどこまで普遍化できるのか、あるいは両藩特有の問題なのかについては今後の検討課題であろう。と同時に、基本的に婚姻が家格の枠組みを軸としていることは、血縁を重視し、同族の大名・旗本間、あるいは大名家からその家臣へという養子関係とは対照的である。武家の縁戚関係を考える場合、この両面からの考察が必要であり、とくに婿取りとしての実娘や養女の問題は、個別の具体的状況を検討しながらむしろ養子とあわせて相続及び家の存続という観点からの分析が不可欠であ

ろう。

ところで考察の過程ですでに指摘した通り、『寛政譜』と「系譜」との間には記載基準の相違がある。この点を振り返りながら結びにかえたい。⁽²⁴⁾

婚姻問題に限ってみると、『寛政譜』における男性側の記載は「系譜」に比して概して簡略であり、特に縁約については不完全である。例えば綱政の場合、初めの縁約相手(板倉重郷女、婚儀前に死去)の記載はなく、またその子吉政、政順の場合も婚姻前に当人が死亡したためか、縁約記事も省かれた。また離縁についても、継政と伊達吉村女和子との離婚は、『寛政譜』では和子側の記載でしか確認できない。⁽²⁵⁾ その意味では『寛政譜』の場合、特に縁約関係、あるいは離縁については、概ね女性側の記載の方が詳細であろうという感触を受けるが、分家大名女子の分析でみたように、そこにも省略があることは否定できない。しかも『寛政譜』の記載記事は、基本的に幕府直臣以外の問題を網羅するものではない。確かに一部には陪臣関係の記事もあり、例えば光政女六子については「家臣滝川儀太夫一宗の妻」という記載がある。ただし彼女の場合も、一宗に再縁する前の池田由成との婚姻・離縁記事はなく、一宗との離婚も『寛政譜』では確認できないのである。

また『寛政譜』だけでは一人の履歴が途中までしか追えない場合や、分断されているケースも見受けられる。重利流の池田直好養女道子の場合、「実は松平伊予守家臣伊木長門忠知が女、直好にやしなはれて彦坂九兵衛忠篤に嫁す」とあるのみで、養女となる前に旗本池田長旧との婚姻・死別を経験していることは、『寛政譜』では確認できないのである。⁽²⁷⁾ 旗本重利流の池田由道の女栄子については、『寛政譜』の「由道女子」の項に「中山勘解由房明が妻、離婚してのち兄信濃守政方に養はる」とあり、さらに「政方女子」の項に「実は池田織部由道が女、政方に養はれて京極伊予守高直が妻となる」とある。⁽²⁸⁾ 双方を合わせみれば、同一人物であることを類推できないこともないが、女子名の記載のない『寛政譜』

での確認は容易ではない。さらに離縁の後、実家に戻らなければ実家側の記事は最初の婚姻で終わることが多く、その後の去就まで追えない事例もある。旗本大岡忠恒の女陽子は、利重流池田政胤の嫡子政永の妻となり、政永の死去後はそのまま池田家にとどまり、改めて政胤養女として婿養子政能を迎えた。その履歴は池田家側では確認可能だが、『寛政譜』大岡家の中では「池田彦之丞政永が妻」の記載で終わっている。⁽²⁹⁾ また岡山本家における治政女秀子(八百子)の場合は、はじめから作作的に「公辺内分」の形で長吉流池田長恵の女とした事例である。そのため「系譜」中では、治政女―長恵養女―婿養子長義妻―死別―生坂藩の政直養女―三河奥殿藩松平義羨室という一女性の履歴が、『寛政譜』の中では長義妻となった長恵女と、生坂藩の養女として松平家に嫁いだ治政女という別人として扱われたのであった。つまり婚姻あるいは養子女という形で家を離れると、その前後の履歴が途切れてしまう可能性があるのである。逆にいえば、『寛政譜』はこのような点には敢えて厳密さを求めなかったものとみることができよう。

さらに大きな問題は、旗本重利流の位置づけである。系図からも明らかなように重利の母七條は信輝の養女、つまり輝政の異父姉であって、血族的関係はなく擬制的な一族であった。⁽³⁰⁾ しかし婚姻や養子・養女関係では他の旗本家を凌ぐほどに本系の岡山藩や分家大名と密接に結び付き、この関係は江戸時代を通じて再生産されている。この重利流の家は「系譜」では二一番目の流系として位置づけられるが、『寛政譜』では別系統の家として置かれている。⁽³¹⁾ この問題は、輝政養女の中から下間頼龍女がすべて省かれていることと無関係ではなく、本来同族ではない重利流を敢えて一族に据えた「系譜」のあり方は、婚姻問題とあわせて池田家の一族意識を考える上で見逃せないところであろう。

注

(1) 池田家文庫(岡山大学附属図書館所蔵)

- (2) 『寛政重修諸家譜』卷五 四二一―七頁、同卷五 三八八―三九一頁
- (3) 鴨方・生坂、及び鹿野・若桜藩の名称はいずれも幕末期以降の名称であるが、便宜上この名称ですすめる。
- (4) 例えば輝澄流の養女五例のうち三例は先代の娘を養女としたものである。
- (5) 綱政女豊子の場合、来歴は不明であるが、婚姻記事もないので一応早世として扱う。
- (6) 『寛政譜』に秀子の記載はない。
- (7) 後述するように、大名家臣から旗本への婚姻事例は少ない。
- (8) 「系譜」では、佐野茂好の父茂幸の養女となり、「成長ノ後茂好ニ嫁ス」とあるため、本来は養女として入った可能性が高い。
- (9) 養女とされた年は寛政八年であり、この時の当主はすでに斉政となつてゐるため、本家養女とするにあつては斉政妹の形をとつたものであろう。また『寛政譜』には池田政員との縁約記事はみられない。
- (10) 『寛永諸家系図伝』(巻一)では、輝政の実の女の扱いとなつてゐる。
- (11) 犬子は、実は光政の叔父利政(家老)の女であり、光政とは従兄弟の間柄であつて、日置家との婚姻は家老家同士の婚姻でもあつた。
- (12) この点は、本稿「むすびにかえて」参照。
- (13) 横江勝美氏によれば、幾分石高の低い家に嫁ぐ傾向があるとされるが、これは数量的な見地からすれば自然なことである(『社会学雑誌』六七号)。
- (14) 『寛政譜』では直臣となつた政言を祖とするが、「系譜」では利隆の弟利政(家老)を祖とする形となつてゐる。
- (15) 政純女美恵子は「系譜」では治政の養女としては扱われてゐない。しかし『寛政譜』があえて養女の形をとつてゐることからすれば、『寛政譜』の方が家格の枠の厳密さを求めているとみることができよう。
- (16) 長政の女子二人は、片桐且元の嫡子采女と山崎家治(讃岐丸亀藩)に嫁ぐが、もともと長政は片桐一長の養子としてその家督を相続した立場であり、前者はその縁に基づく婚姻である。また後者の場合も一時山崎家と関係のあつた伯母天球院の養女として嫁いでゐる(「系譜」・長政流)。
- (17) 「系譜」では、長吉の孫長常の死後、弟長信が旗本として名跡を継承したとするが、『寛政譜』では無嗣絶家となり、その後長信が改めて召し出された形をとつてゐるため、系譜的には一度断絶した形となつてゐる。
- (18) 曾世子の婚姻は父政直死亡後であり、兄政武の養女として嫁いでゐる。

- (19) 九鬼隆昌は、幾子の叔母風子の嫁ぎ先でもあった(「系譜」長政流)。
- (20) 「系譜」本系一
- (21) 例えば、政斉流の池田政因は妹克子を養女とし、婿養子政職を迎えた。また同家政朗も妹正子を養女として婿養子方教とめあわせている(「系譜」政斉流)。
- (22) 脇田修「幕藩体制と女性」(『講座日本女性史』第三巻、東大出版会)
- (23) 「系譜」仲澄流・清定流
- (24) 『寛政譜』における早世子子女の記載の省略、あるいは順序の相違なども幕府への届出の有無の問題とあわせて重要なところだが、ここでは省く。
- (25) 『寛政譜』卷一一一 三三八頁
- (26) 男性側の記載には、最終状況を示す記事にとどまる事例が多く、結婚前歴の記載は少ない。また継政のように離縁しても再縁していない場合は、敢えて記載する必要はないという判断があったのかも知れない。
- (27) 「系譜」中には、「初池田帯刀長旧二嫁ス、長旧早世ニ依テ直好ノ養女トス」とある(重利流)。一方『寛政譜』の直旧の妻の記事には、「妻は宗家の臣伊木長門忠知が女」とあるものの、この女性の去就に関しては何の記述もなく、長旧妻と直好養女を同一女性と類推することはできない。
- (28) 『寛政譜』では京極高宣となっているが、「系譜」では高主とある。
- (29) 陽子については、系譜では政永に嫁す前に、長吉流の池田政倫の養女となつたとされているが、この点については不明である。
- (30) 七條の実父は織田信長の弟信時であり、母は荒尾善次女。
- (31) 『寛政譜』卷四 二八八頁

〔附記〕 本稿は、科学研究費(一九九四～六年度基盤研究B1)に基づいた研究「比較女性史の視点からみた江戸時代における武家及び庶民の家族に関する総合研究」の成果の一部である。なお、本稿の作成にあたっては、岡山大学附属図書館(池田家文庫)及び早稲田大学附属図書館(池田家文庫藩政史料マイクロ版集成)を利用させていただき、大変お世話になった。あらためて謝意を表したい。